

教育実施で減税効果! “人材投資促進税制”の創設

Business News

「人材投資促進税制」とは

現在、国内企業がかける人材育成費は年間1兆2600億円。しかし、この金額は先進国の中ではたいへん低い水準なのである。実際に、我が国の人材育成指数(研修受講者比率)はかなり低い。人数割にすると、欧米の1/2、中国の1/5という意見もあるほどである。バブル後、真っ先に削られたのが人材育成費などであるが、景気が回復傾向になっても依然として低い水準に留まっているのが現状だ。このままいけば将来的に人材レベルの劣化、日本の国際競争力の低下が懸念される。

2005年度の経済産業省税制改正として創設された「人材投資促進税制」は企業の積極的な人材育成投資を促進させる目的で立てられた制度であり、社員のレベルアップと法人税減税が同時に進められる制度である。対象は青色申告書を提出する法人および個人事業主であり、社員の人材育成にかかる教育研修費が税金の控除の項目となっている。

経済産業省では、今回の税制改正による減税効果を総額で年間2,000億～4,000億と予測しており、特に黒字企業には大きな減税効果があると思われる。

対象となる教育訓練費

「人材投資促進税制」は、3年間の時限立法(平成17年4月以降の3事業年度)である。対象となる教育訓練費の条件は、①社員に対する費用であること、②外部の講師を使った研修であること、③会社の業務上必要な研修であることである。なお、取締役・監査役・理事などに対する研修は制度の適用対象外となっている。控除対象となる費用は、人材教育にかかった経費全般である。

控除対象となる費用

講師・指導員等経費	社外講師に支払われる講師料、指導料
教材費	研修用教材、プログラム作成費等
外部施設使用料	研修に使用した外部施設・設備の使用料
研修参加費	セミナー、研修会の受講料
研修委託費	研修全体(講師、教材等)を外部機関に委託した場合の費用

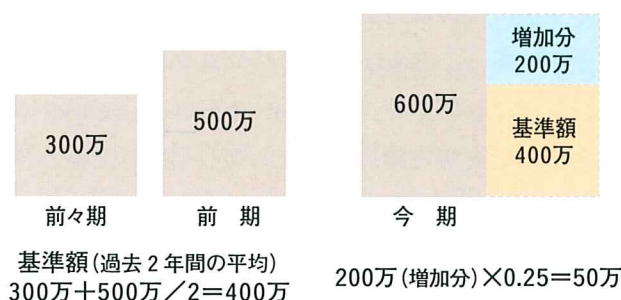
※国や自治体から補助金・助成金等を受けた場合は、その金額を控除した残りが対象となる。

法人税控除額について(基本制度と中小企業特例)

●基本制度

法人税控除額 = (教育訓練費総額 - 過去2年間の教育訓練費の平均額) × 25%

・基準額400万の場合、増加分の25%が控除 → 控除額50万



●中小企業に対する特例(資本金1億円以下)

教育訓練費が基準額(前2事業年度の平均額)からの増加率の1/2に相当する税額控除率(上限20%)を乗じた金額が当期の法人税額より控除される

1) 教育訓練費増加割合40%以上の場合 → 法人税控除額 = 当期の教育訓練費の20%

・基準額400万の場合、総額600万の25%が控除 → 控除額125万

2) 教育訓練費増加割合が40%以下の場合 → 当期の教育訓練費 × 増加割合 × 50%

・仮に増加率が30%の場合、総額600万の50%が控除 → 控除額300万

中小企業の場合、地方税(法人住民税の「法人税割」)にも適用(法人税控除後の金額が法人住民税の課税対象)されるメリットがある。

制度の活用には、研修の内容がチェックできる証明書が必要です。テクノ経営では、申請面でのご相談や申請書類の作成代行もさせていただきますので、お気軽にお問合せいただければ幸いです。

<お問合せ先>

テクノ経営総合研究所 管理統括本部 06-6910-6797

制度概要や控除額計算方法は、経済産業省ホームページ <http://www.meti.go.jp> をご参照ください。